

員については、内閣は、「法律の定める基準に従い」これに関する事務を掌理すべきものとされているので、裁判所がその職員に関する事務を掌理するについても、法律をもつて基準を定めることを相当とされたものと解される。なお、裁判所法そのものをもつてこれを規定せず、他の法律をもつて規定することとしたのは、裁判所法が裁判所の組織、権限等に関する基本法であつて、これに裁判所職員の人事関係事項等を規定することによりその体系をくすすこととをさけようとしたためと思われる。

- (注2) 他の法律の特別の定めとして、裁判所法のほか、恩給法その他の恩給関係法、国家公務員等退職手当法等がある。
- (注3) 人事院規則の規定の準用範囲等については、「裁判所職員に関する臨時措置規則による人事院規則、政令および命令の規定の準用について」(昭四二・二・一人任A第一号最高裁判務総長依命通達)参照。なお、人事院規則、人事院通知等も、最高裁判所の通達として取り扱われる。

第三章 司法修習生

一 本章は、司法修習生の採用、修習、罷免等について規定したものである。

二 司法運営の中核的存在が裁判所の構成員たる裁判官であることは、いうまでもないが、検察官および弁護士もまた、司法のそれぞれの翼の担い手として、司法の円滑な運営のため、重要な寄与をするものであることを忘れることができない。裁判官、検察官および弁護士は、司法作用をつかさどり、またはこれにたずさわる者として、法曹と総称されるが、この三者の分化は、司法に寄与する面の差異によるものであつて、そのいずれの一つの職務の遂行が不十分であつても、司法の機能は不完全となることをまぬがれない。職業としての法曹は、もと同根であり、一体であるべきである。しかして、法曹たる者は、その地位にかんがみ、ひとしく、高潔な人格を有するとともに、高度の一般的教養と法律の素養とを身につけているべきであつて、そのためには、一定の資格試験に合格し

たうえ、一定の期間高度の専門的修習を終了者にのみ、法曹の資格が与えられるものとされなければならない。司法修習生の制度は、まさに法曹養成のための統一的修習の目的に即するため本法によりはじめて設けられた制度である。このように、司法修習生の制度は、裁判所の制度には、きわめて密接な関係を有する制度であるが、司法修習生は裁判所の職員そのものではないから、「裁判官」および「裁判官以外の裁判所の職員」と別個の章に規定されたものである(注1)(注2)(注3)。

(注1) 旧憲法時代においては、法曹の養成は一元化されておらず、判事または検事の養成については裁判所構成法に、また、弁護士の養成については弁護士法に規定されていた。裁判所法が司法修習生の制度を設けて、法曹の養成を一元化したことは、司法制度の発展のうえにおいて、画期的なものといふことができよう。

一 判事または検事の養成に関する裁判所構成法の規定は、おおむね次のとおりであつた。

第五七条 判事又ハ検事ニ任セラルルニハ第六十五條ニ定メタル者ヲ除ク外試験トシテ一年六月以上裁判所及検事局ニ於テ実務ノ修習ヲ爲シ且試験ヲ經ルコトヲ要ス  
実務ノ修習及試験ニ関スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム

第五八条 試験ハ成規ノ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス  
前項ノ試験ニ関スル規則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五九条 別除

第六〇条 一年以上修習ヲ爲シタル試験ハ其ノ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ命アルトキ区裁判所ニ於テ或ル司法事務ヲ取扱フコトヲ得

予審判事及地方裁判所ノ受命判事モ亦其ノ附屬ノ試験ヲシテ自己ニ代リ或ル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第六一条 試験ハ如何ナル場合ニ於テモ左ノ事務ヲ取扱フノ権ヲ有セス

- 第一 訴訟事件ト非訟事件トニ拘ラス裁判ヲ爲ス事
- 第二 証拠ヲ調フル事但シ前條第二項ノ場合ヲ除ク

第三 登記ヲ為ス事

第六二条 司法大臣ハ試補ノ行状其ノ地位ニ適セス又ハ修習ノ成績考試ニ合格スヘキ迄ナシト認ムルトキハ之ヲ罷免スルコトヲ得

右ノ第五七条第二項にある「実務ノ修習及考試ニ関スル細則」は、次のとおりである。

司法官試補修習考試規則(昭一四、八司、)  
人匪第七六七号訓)

- 第一条 司法官試補ノ修習ハ判事檢事タルニ必要ナル人格識見ノ涵養及実務ノ修得ヲ目的トス
- 第二条 実務ノ修習ニ在リテハ裁判所及檢事局ニ於ケル事務ヲ主トシ併セテ執行、戸籍、供託、行刑、警察其ノ他必要ナル事務ノ概要ヲ習得セシムベシ
- 第三条 修習ノ期間ハ当分ノ間之ヲ一年六月トシ中前期十一月ヲ裁判所ニ於ケル修習期間トシ前期四月ヲ檢事局ニ於ケル修習期間トシ後期三月ヲ東京民事地方裁判所、東京刑事地方裁判所及同檢事局ニ於ケル綜合修習期間トス
- 第四条 試補疾病其ノ他正当ノ事由ニ因リ修習ヲ欠キタル日數六十日ハ之ヲ修習日數ニ算入ス
- 第五条 修習ノ指揮及監督ハ控訴院長、檢事長、地方裁判所長及檢事正之ヲ為ス
- 第六条 試補ハ修習日録ヲ作り毎月地方裁判所長及檢事正ニ之ヲ提出スベシ
- 第七条 地方裁判所長及檢事正ハ試補ノ前期修習期間満了シタルトキ試補ノ成績表ヲ作り其ノ行状成績其ノ他參考ト為ルベキ事項ヲ記載シ之ヲ控訴院長及檢事長ニ提出スベシ
- 成績表ニハ試補ガ修習ニ関シ作成シタル立接等參考ト為ルベキ書類ヲ添附スベシ
- 第八条 控訴院長及檢事長ハ試補ノ前期修習期間満了シタルトキ各別ニ其ノ成績ヲ考查シ順位ヲ附シタル成績証明書ヲ作り前二条ノ書類其ノ他參考ト為ルベキ資料ヲ添附シテ之ヲ司法大臣ニ提出スベシ
- 第九条 司法大臣ハ綜合修習期間中特ニ試補ランテ司法研究所ニ於テ修習ノ輔導ヲ受ケシムルコトヲ得
- 司法研究所長ハ試補ノ成績表ヲ作り其ノ行状成績其ノ他參考ト為ルベキ事項ヲ記載シ之ヲ司法大臣ニ提出シ且其ノ副本ヲ東京控訴院長、同檢事長、東京民事地方裁判所長、東京刑事地方裁判所長及同檢事正ニ送付スベシ
- 第一〇条 地方裁判所長及同檢事正ハ試補修習ヲ意リ又ハ其ノ地位ニ適セザル行状アルトキハ之ヲ戒断シ裁判所轉

成法第六十二条ニ該當スベキ事情アリト認ムルトキハ控訴院長及檢事長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ報告スベシ  
司法研究所長ハ試補ノ前項ノ事情アリト認ムルトキハ司法大臣ニ之ヲ報告シ且東京控訴院長、同檢事長、東京民事地方裁判所長、東京刑事地方裁判所長及同檢事正ニ之ヲ通告スベシ

第一一条 考試ハ考試委員會之ヲ行フ

第一二条 考試委員會ハ司法大臣ノ監督ニ属ス

第一三条 考試委員會ハ委員長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス考試委員長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充テ委員ハ司法省高等官、大審院及控訴院ノ判事檢事ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

考試委員會附屬ノ書記ハ司法官又ハ裁判所書記ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス  
第一四条 考試委員長ハ委員及書記ヲ監督シ考試ニ関スル一切ノ事務ヲ總理ス

考試委員長ニ故障アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス  
第一五条 考試委員會ハ控訴院長及檢事長ヨリ提出シタル成績証明書、司法研究所長ヨリ提出シタル成績表其ノ他ノ資料ニ基キ試補ノ成績ヲ考查シ且実務其ノ他必要ナル事項ニ付試問ヲ為ス

第一六条 試問ハ筆記口述ノ二様トシ民事刑事ノ訴訟記録ニ付判決按ヲ作ラシメ又ハ捜査若ハ予審ノ結果ニ付意見ヲ記述セシメ其ノ他考試委員會ニ於テ適當ト認ムル方法ニ依リ之ヲ行フ

第一七条 試問ノ期日ハ考試委員長之ヲ定ム

II 弁護士ノ養成ニ関する弁護士法ノ規定は、次のとおりであつた。

第一条 左ノ条件ヲ具フル者ハ弁護士タル資格ヲ有ス

一 帝國臣民ニシテ成年者タルコト

二 弁護士試補トシテ一年六月以上ノ実務修習ヲ了ヘ考試ヲ經タルコト

前項第二号ノ実務修習及考試ニ関スル事項ハ司法大臣之ヲ定ム

第三条 弁護士試補タルニハ成績ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ試験ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右ノ第二条第二項の「実務修習及考試ニ関スル事項」の定めは、次のとおりである。

弁護士試験実務修習規則(省昭一、二司、号)

- 第一条 弁護士試験ノ修習ハ弁護士タルニ必要ナル人格識見ノ涵養及実務ノ修得ヲ目的トス
- 第二条 弁護士試験ノ修習ハ弁護士会之ヲ担当ス
- 第三条 弁護士試験タラントスル者ハ修習セントスル弁護士会ニ修習ノ申込ヲ為スベシ
- 第四条 弁護士会ハ其ノ所属弁護士中ヨリ弁護士試験ノ修習ヲ指導スベキ弁護士ヲ指定スベシ
- 第五条 弁護士試験タラントスル者ハ修習ノ指導ヲ受クベキ弁護士ト選置ノ上弁護士所属ノ弁護士会ニ修習ノ申込ヲ為スコトヲ得
- 第六条 弁護士会ハ前項ノ弁護士ヲ弁護士試験ノ修習ヲ指導スベキ弁護士トシテ指定スベシ
- 第七条 弁護士会ハ前項ノ弁護士試験タラントスル者ノ修習ノ申込ヲ受諾シ又ハ指導弁護士ヲ指定シ若ハ其ノ指定ヲ取消シタルトキハ速ニ司法大臣ニ之ヲ報告スベシ
- 第八条 弁護士会ハ毎年修習ノ申込ヲ受諾シタル弁護士試験ノ数其ノ会員ノ二十分ノ一ヲ超エルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ修習ノ申込ヲ拒絶スルコトヲ得
- 第九条 弁護士試験タラントスル者ハ修習ノ申込ヲ受諾シタルトキハ亦前項ニ同シ
- 第十条 弁護士試験ノ修習ハ弁護士会修習ノ申込ヲ受諾シタルトキヨリ開始ス
- 第十一条 弁護士試験ノ修習期間ハ相当ノ間之ヲ一年六月トス
- 第十二条 弁護士試験ノ修習期間中其ノ指導弁護士ト共ニ裁判所ニ出廷シテ訴訟手續ヲ見学スル外民事刑事ニ関スル書類ノ立案其ノ他弁護士タルニ必要ナル実務ヲ修得スベシ
- 第十三条 弁護士試験ハ修習目録ヲ作り弁護士会ニ之ヲ提出スベシ
- 第十四条 指導弁護士ハ弁護士試験ノ考査表ヲ作り其ノ行状成績其ノ他参考ト為ルベキ事項ヲ記載シ弁護士会ニ之ヲ提出スベシ
- 第十五条 考査表ニハ弁護士試験ガ修習ニ関シ立案シタル書類其ノ他参考ト為ルベキ書類ヲ添付スベシ
- 第十六条 弁護士試験ノ修習期間満了シタルトキハ弁護士会ハ速ニ其ノ成績表ヲ作り前条ノ考査表ヲ添付シテ司法

大臣ニ之ヲ提出スベシ

- 第十七条 弁護士試験補疾病其ノ他正当ノ事由ニ因リ修習ヲ欠キタル日数六十日ハ之ヲ修習日数ニ算入ス
- 第十八条 弁護士試験補修習ヲ中止シタル場合ニ於テ二年以内ニ再ビ修習ヲ開始シタルトキハ修習期間ハ之ヲ通算ス
- 第十九条 弁護士会ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ弁護士試験ノ修習ヲ他ノ弁護士会ニ委嘱スルコトヲ得但シ本人ノ同意ナキトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十条 弁護士試験補其ノ修習ヲ辞シタルトキハ弁護士会ハ司法大臣ニ之ヲ報告スベシ
- 第二十一条 弁護士会ハ前項ノ修習ノ行状其ノ地位ニ適セス又ハ修習ノ成績考試ニ合格スベキ見込ナシト認ムルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ修習ノ担当ヲ辞スルコトヲ得
- 第二十二条 前項ノ修習補タリシ者ハ二年ヲ経過スルニ非ザレバ再ビ修習ノ申込ヲ為スルコトヲ得ス

弁護士試験規則(省昭一、三司、号)

- 第一条 弁護士試験考試委員ハ司法大臣ノ監督ニ屬シ弁護士試験ノ考試ニ関スル事務ヲ管理ス
- 第二条 考試委員ハ委員長、部長、常任委員及臨時委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三条 委員長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充ツ
- 第四条 部長ハ控訴院長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第五条 常任委員ハ六人トス司法省長官及弁護士ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ジ又ハ囑記ス
- 第六条 臨時委員ハ控訴院ノ判事、検事及弁護士ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ジ又ハ囑記ス
- 第七条 部長及臨時委員ハ各控訴院ニ部ヲ組織ス
- 第八条 委員長ハ考試委員ニ屬スル一切ノ事務ヲ管理ス部長ハ其ノ部ニ屬スル事務ヲ整理ス
- 第九条 委員長又ハ部長事故アルトキハ各其ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第十条 常任委員ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ弁護士試験ノ考試ニ関スル事務ヲ掌ル
- 第十一条 臨時委員ハ前項ノ修習補ノ考試ヲ担当ス
- 第十二条 考試委員ノ事務ニ関シ常任書記及臨時書記ヲ置キ司法省又ハ裁判所書記ノ中ヨリ委員長之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ奉ケ庶務ニ従事ス

第一〇条 考試委員ハ修習ノ実績其ノ他ノ資料ニ基キ弁護士試験ノ成績ヲ考査シ且実務其ノ他必要ナル事項ニ付筆記及口頭ノ試問ヲ為ス

第一一条 考試ノ合格者ヲ定ムル方法ハ委員長、常任委員及各部ニ於ケル考試委員ノ議定スル所ニ依ル

第一二条 弁護士試験所定ノ修習ヲ終リ考試ヲ受ケントストキハ実務修習ヲ担当シタル弁護士会ヲ經由シテ願書ヲ司法大臣ニ差出スベシ

第一三条 弁護士試験ノ考試ハ毎年二回控訴院所在地ニ於テ之ヲ行フ

(注2) 司法修習制度の沿革については、司法研修所「司法研修所十年史」参照。

(注3) 各国の法曹の資格要件等は、おおむね次のとおりである（詳細については、武藤春光氏「米國、英國及び西独の法曹教育」法曹教育叢書一巻、石川良雄氏「フランスの司法制度」司法研究報告書一三輯二号参照）。

i アメリカ

法曹資格を取得したものは、原則として弁護士となり（もともと、法曹の活動範囲はかなり広く、一般公務員、私企業の職員となる者もかなりある）、弁護士の中から裁判官、検察官（検察官については、連邦のように、法曹資格取得後直にその職につく例もある）が選ばれるので、法曹の養成とは、すなわち、弁護士の養成である。その資格取得の要件は、各州で定めているが、一般に、一定の法曹教育を受けること（例えば、大学院にあたるロー・スクールに在籍すること）およびバー・エグザミネーション（弁護士資格試験）に合格することが要求されている。なお、少数の州では、弁護士事務所における実務修習も要求されている。

ii イギリス

法曹の基礎は、弁護士であるが、弁護士は、バリスターとソリシターに分けられる。裁判官は、バリスターから選ばれる（我國のような形の検察官はない。特殊事件についての刑罰訴訟を行なう機関が若干あるほかは、私人または警察によつて訴追がなされ、その事務は、バリスター、ソリシターにより取り扱われる）。

その資格取得の要件は、バリスターとソリシターにつき各別に定まっている。バリスターは、四つのイン（the four Inns of Court）の一つに学生として入学すること、所定の回数（各年）に出席すること、一定の資格試験（イ

ン入学後すぐに受験できる第一次試験と最終試験に分かれる）に合格することを必要とする。ソリシターは、修習生（articled clerk）としてソリシターの下で一定期間（原則として五年）実務修習をすること、ロー・ソサイエティの付属ロー・スクールまたは公認ロー・スクールに一年間出席すること一定の資格試験（中間試験と最終試験に分かれる）に合格することを必要とする。

iii 西ドイツ

裁判官、検察官、弁護士の資格は、我國と類似している。すなわち、大学における法律学の学習を受けること（三年半以上）、一回の國家試験（司法修習生（Referendar）となるための試験と修習後の試験）に合格すること、一年半以上の実務修習を受けることが必要である（ドイツ裁判官法五、なお同法七）。

細目は、各州の法令に任されており、試験、修習ともに各州において行なわれる。

なお、多くの州においては、法曹と高級行政官との統一的養成制度を採っているため、高級行政官すなわち法曹有資格者である。

iv フランス

裁判官、検察官と弁護士とに分かれている。裁判官、検察官については、司法修習生（auditeurs de justice）に採用され、司法研修所（Centre national d'études judiciaires）において原則として三年の実務修習および教育を受け、考査委員会作成のリストに記載されて任命資格を取得することになる。なお、一定の資格、職歴を有する者は、直接に裁判官または検察官になることができる。

弁護士については、弁護士試験（avocat stagiaire）となり、原則として三年間実務修習を行ない、弁護士会長より修習を終了したことの証明書（attestation）の交付を受けることによりその資格を取得する。元裁判官、検察官等は、修習を免除される。

三 司法修習生の現行法上の地位は、おおむね次のとおりである。

(一) 司法修習生は、國家から一定の給与を受けるが、國家公務員法上の國家公務員ではない（注1）（注2）（注3）。しかし、秘密保持等の点に關して、公務員に準ずる取扱いを受ける。これらの身分上の地位については、司法修

習生に関する規則（以下、この前項において「規則」という）等で定められている。

- 1 司法修習生は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。」（規則四）。
- 2 司法修習生は、「修習の全期間を通して、修習に関しては」司法研修所長の統轄に服し（規則一）、同所長を通じて、最高裁判所および最高裁判所長官の監督に服する（五六八）。
- 3 司法修習生は、「修習期間の中、少くとも八箇月は裁判所で、四箇月は検察庁で、四箇月は弁護士会で実務を修習」することとされており（規則五一）、「実務修習の間」司法修習生に対する監督は、最高裁判所から、「高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託」される（規則八）。従つて、司法修習生は、その期間中は、司法研修所長と右の高等裁判所長官等との二重の監督に限るわけである。

（注1） 裁判所構成法上における司法官候補は、官更ではなかったが、奏任官待遇が与えられていた。これに反し、弁護士候補は、官更でもなく、官定待遇でもなかった。

（注2） 司法修習生は、国家公務員退職手当法にいう国家公務員またはこれに準ずるものにあたらない（昭四二・四・二八最高二小法廷判決（民集二二巻三号七五九頁））。

（注3） 司法修習生が修習に際して、故意または過失により違法に他人に損害を加えた場合、国が賠償する責任を負うかどうかについて問題がある（国家賠償法）。修習が公権力を行使する公務員の補助機関として行動するような形態をとる場合には、積極に解されよう。

㊦ 司法修習生は、その地位にもついで、各種の権利または資格を与えられ、また義務を負っている。

- 1 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける（六七五、裁判官の報酬等に関する法律附則一四、旧裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律八、九、裁判官報酬等暫行規則一、昭四二規則一五号附則五）。また、司

法修習生は、旅費の支給を受けることができる（国家公務員等の旅費に関する法律、国家公務員等の旅費支給規程、昭二七・六・一一会甲第一二二八号「内国旅行の旅費について」最高級事務総長依命通達）（注1）。

- 2 司法修習生は、共済組合の組合員となり、その給付を受けることができる（注2）。
- 3 司法修習生は、修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない（規則三）。
- 4 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、または他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行なうことはできない（規則二）。
- 5 司法修習生は、品位を辱める行状があつたとき、修習の態度が著しく不真面目なとき、成績不良で修習の見込みがないとき、病氣のため修習に堪えないとき等には、罷免される（六八、規則一八）（注3）。

（注1） これに反して、司法修習生は、国家公務員と異なり、退職手当を受ける権利を有しない（㊦の（注2）参照）。なお、司法修習生が修習上負傷、疾病、障害、死亡等の災害を受けた場合において、国家公務員災害補償法に定める国家補償を受ける権利を有するかどうかについては、疑問がある。

（注2） 昭和三三年法律第一二八号による全面改正前の国家公務員共済組合法の当時は、旧裁判所共済組合運営規則（昭三三裁判所共済組合規則一）第一八条において、「組合員は、裁判所職員（司法修習生を含む）」とされて、司法修習生は、裁判所共済組合の組合員と取り扱われていた。昭和三三年法律第一二八号により全面改正された国家公務員共済組合法の施行（昭和三三年七月一日）以後は、右のような明確な規定はおかれていない。しかし、従前組合員として取り扱われていたこと、前記法律においてこれを除外する経過規定がないこと等を考えると、組合員として取り扱うのが相当であろう。現在、事実上司法修習生は組合員として取り扱われている。

（注3） 司法修習生が修習に際して、職務を濫用しまたは賄賂を收受したような場合、積職罪の刑事責任を負うことがある（刑法一九三以下）であるが、修習が公権力を行使する公務員の補助機関として行動するような形態をとる場合には、積極に解すべき事案もありうるのではないが。

第六十六條 (採用) 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

② 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

一 本条は、司法修習生の採用、その資格要件等について規定したものである。

二(一) 司法修習生制度の特質については、前述したところであるが(本条前注中二参照)、司法修習生は、本法のもとにおいては、法曹のほとんど唯一の給源であり、将来法曹の全地位を占めるべき候補者であるから、その採用については、司法に関する学力等、一定の資格要件が要請されなければならない。そこで、本条においては、それらの事項について規定されたものである(注1)(注2)。

(注1) 本条は、昭和二十四年六月一日法律第一七七号(本条の関係では、即日施行)により、全文改正された。

i 本条の原規定は、次のとおりであった。

第六十六條 (採用) 司法修習生は、高等試験司法科試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、政令でこれを定める。

ii 昭和二十四年法律第一七七号による改正は、本条の全文を現行規定のように改めたもので、これは、国家公務員法の改正により旧高等試験令が廃止された結果、高等試験司法科試験の制度が消滅し、これに代わる試験制度として、司法試験法による司法試験制度が設けられたので、これに伴って改められたものである。

(注2) 旧憲法時においても、司法官候補または弁護士候補になるためには成規の試験に合格することが必要であった(裁判所構成法五八、旧弁護士法三)。これらの試験に関する事項については、高等試験令(昭四、勅令一五号)で定めていた。

三(一) 本条に関連する法律として「司法試験法」(昭和二十四年五月三十一日法律第一四〇号。以下、本条の解説において「試験

法」という)があり、最高裁判所規則として「司法修習生に関する規則」(昭和三年八月十八日規則第一五号。以下、本条の解説において「規則」という)がある。

三(二) 「司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、」最高裁判所により命ぜられる。

1 司法修習生の地位、身分等については、本条の前注三参照。

2 司法修習生になるには、「司法試験に合格した者」でなければならない。司法試験については、後述する。「司法試験に合格した者」とは、司法試験法による司法試験の第二次試験の合格者をいう。合格者であれば、その成績順位、合格年度を問わない。合格後他の職業に従事していた者でも、さしつかえない。年齢、性別を問わないことは、いうまでもない。

3 次に掲げる者は、司法試験に合格した者とみなされる。

(1) 高等試験令(昭和四年勅令第一五号)による高等試験司法科試験に合格した者(試験法附則V)

(2) 右の高等試験司法科試験を受けることができる者で高等試験を行わない年において銓衡委員会の銓衡を経たもの(司法官候補及弁護士候補たる資格の特例に関する法律(昭二〇・二・二八法二八))

(3) 朝鮮弁護士令による弁護士たる資格を有する者で旧弁護士法第一三條第二項に規定する審査委員会の銓衡を経たもの以外の者および朝鮮弁護士令第五一條の規定による朝鮮弁護士候補たる資格を有する者(昭和二〇年八月一五日以後に本州、北海道、四国、九州または命令で定めるその附属島嶼へこれらの地域以外の地域から引き揚げた者に限る。弁護士及び弁護士候補の資格の特例に関する法律(昭二一・八・二七法二二))

四 司法修習生は、「最高裁判所がこれを命ずる。」司法修習生の採用は、法曹の後継者の養成に関する基本的事項であり、その意味において、重要な司法行政事項であるから、司法行政の最高機関である最高裁判所の権限とさ

れたものである。

- 1 司法修習生の採用は、最高裁判所の裁量的権限に属する。採用資格は、司法試験合格者であるから、司法試験合格者以外の者を採用することはできないが、司法試験合格者であつても、必ず採用しなければならないわけではない。もつとも、司法試験合格者で採用を希望するものは、特別の事情がない限り、採用するのが相当であり、実務上もそのように運用されている(注1)。
- 2 司法試験合格者であつても、次に掲げる者は、司法修習生としての適格を有しない者であるから、これを司法修習生に採用することはできない。
  - (1) 日本の国籍を有しない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者(規則一七1)
  - (3) 禁治産者または準禁治産者(規則一七2)
  - (4) 破産者で復権を得ない者(規則一七3)
  - (5) 司法修習生として採用するに適しない者(注2)
- 3 「命ずる」とは、司法修習生の地位につけることをいい、「任命する」というのと異なる。なお、司法修習生の採用は、司法行政事務に属する事項であるから、最高裁判所がこれを行なうには、裁判官会議の議によるべきことは当然である。
- 4 司法修習生の採用人員については、予算上の制約があるほか、特別の定めはない。現在における予算定員は、一年次生につき五三〇人で、最近の各年度における採用人員は、五二〇人程度である(注3)。

(注1) 裁判所構成法上施行当時における司法官候補の採用については、高等試験の成績等が相当考慮されたといわれて

いるが(長島毅氏「裁判所構成法」五二頁)、そのことは、弁護士資格を取得するについて司法官候補としての修習が要件とされていなかったこととも関連する。

(注2) 「司法修習生として採用するに適しない者」として、いかなる者があげられるべきかは、一つの問題である。実務上は、病氣(主として胸部疾患)のため修習に堪えないと認められる者(規則一八4)、司法修習生採用後も在学(新制大学院在学をふくむ)し、または官公庁、会社等に勤務しようとする者(規則二、司法修習生の規律等に関する規程(昭二八・六・九司法研修所規程二七、八)等がこれにあたると解されている。

(注3) 司法修習生の採用人員は、当初(昭和二年度)は、約一四〇名であつたが、昭和三年度から昭和三年度までは、二〇〇名を前後し、その後、昭和三年度から昭和三十七年度までは、三〇〇名台、昭和三十八年度から昭和四〇年度までは、四〇〇名台となり、昭和四一年度以降は、五〇〇名台となつた。なお、昭和三年度の採用人員は、五一三名である。

目 司法試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。司法試験は、前述のとおり、司法修習生の採用資格の付与に関するものであつて、法曹の養成に関し、きわめて重要な意義を有するものであるから、法律で定めるべきこととされたものである(注1)。司法試験に関する事項を定める法律として、司法試験法があるが、同法にもつて司法試験制度の内容を概説すれば、次のとおりである(注2)(注3)。

- 1 司法試験は、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に必要な学識およびその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする國家試験で(試験法一1)、第一次試験と第二次試験に分けられ(試験法二)、毎年一回以上行なわれる(試験法七)。
- 2 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、学校教育法(昭三三法二六)に定める大学卒業程度において一般教養科目(人文科学関係、社会科学関係および自然科学関係)について、筆記の方法により行なわれる(試験法三)。もつとも、学校教育法に定める

大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終った者等一定の者については、第一次試験は免除され(試験法四)、これらの者は、直ちに第二次試験を受ける資格を有する。

3 第二次試験は、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に必要な学識およびその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とする(試験法五丁)。

(1) 第二次試験は、第一次試験に合格した者または前述のとおり第一次試験を免除された者に限り、受けることができる(試験法五乙)。

(2) 第二次試験は、短答式および論文式による筆記ならびに口述の方法により行なわれる(試験法五丁)。筆記試験のうち、短答式による試験は憲法、民法および刑法の三科目につき、論文式による試験は憲法、民法、商法、刑法および民刑訴訟法のうち受験者があらかじめ選択したもの一科目ならびに一定の科目から受験者が選択する二科目の合計七科目について行なわれ、口述試験は、論文式による試験と同じ科目について行なわれる。なお、論文式による試験は、短答式による試験に合格した者のみについて行なわれ、また、口述試験は、筆記試験に合格した者のみについて行なわれる(試験法六)。

4 司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合議によつて定める(試験法八)。司法試験審査委員は、司法試験管理委員会の推せんにもとづき、試験ごとに法務大臣により任命される(試験法一五)。

5 司法試験に関する事項を管理させるため、法務大臣の所轄の下に司法試験管理委員会が置かれる(試験法一二)。司法試験管理委員会は、委員三人をもつて組織されるが、そのうち一人は、法務事務次官および最高裁判所事務総長をもつてあてられ、他の委員の一人は、法務大臣が弁護士のうちから日本弁護士連合会の推せんにもとづき任命する(試験法一三)。司法試験管理委員会は、司法試験の施行に必要な細則その他その職務を行な

うために必要な事項について、司法試験管理委員会規則を制定することができ、この規則は、官報をもつて公布される(試験法一七)。

(注1) これを裁判所法そのもので規定せず、他の法律で規定することとしたのは、裁判所法が裁判所の組織権限等に関する基本法であつて、これに司法試験に関する技術的事項等を規定することによりその体系をくずすことをさけようとしたためと思われる。

(注2) 司法試験制度の改善については、種々の論議がされているが、その概要については、「司法試験制度改善に関する意見集」(司法制度調査資料一三巻)参照。なお、右の結果、昭和三十三年二月二十五日法律第一八〇号をもつて司法試験法の一部が改正されたが、その概要については、津田英氏「司法試験法の改正について」(法曹時報一一巻一頁)参照。

(注3) 臨時司法制度調査会は、司法試験制度について、次の意見を提出した(臨時司法制度調査意見書九八頁以下)。

一 各分野の法律専門職の資格試験等の統一

立法、司法、行政及び民間の各分野における法律専門職の資質の向上及び均質化を図るため、その資格試験及び修習等を統一的に行なうことの可否を検討すること。

二 試験方法等の改善

司法試験に業慣のある優秀な者を多数合格させるため、次の諸方策を講ずること。

1 大学卒業見込者を多数受験させるための方策を講ずること。

2 試験方法を次のとおり改善すること。

(一) 第一次試験を廃止し、短答式による試験は、法曹となろうとする者として必要な一般教養及び基礎的的法律知識について行なう。

(二) 論文式による試験の科目は、次の五科目とする。

(1) 必須科目 憲法、民法、刑法

(2) 必須選択科目 商法及び行政法のうち一科目

民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目

③ 口述試験の科目は、論文式による試験において受験した科目五科目のうち三科目とする。

④ 各試験の科目の範囲を大学三年程度の履修状況に適合するよう制限する。

三 受験回数又は年齢の制限

受験回数又は受験年齢を制限することの可否を検討すること。

四 司法試験の管理運営

司法試験の管理運営を次のとおり改善すること。

1. 司法試験管理委員会の委員は、法曹三者から各一人及び学識経験者二人合計五人とすること。
2. 司法試験管理委員会の権限を拡大し、運営を強化すること。
3. 司法試験管理委員会の事務機構を拡充整備すること。

第六十七条 (修習・試験) 司法修習生は、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

② 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。

③ 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

一 本条は、司法修習生の修習、試験、給与等、その地位一般について規定したものである。

二(一) 司法修習生は、法曹の候補者として養成されるべき地位を有するものであるから、その地位にある間は、将来法曹たるに資する修習をしなければならないことは、いうまでもない。また、司法修習生の修習を終えたときは、直ちに、判事補、検察官、弁護士等となる資格を取得するものとされている関係上、修習を終えるにすぎない。

つて、修習の果があげられたかどうかにつき、試験を行なうべきものとする必要がある。さらに、司法修習生は、公務員ではないが、修習に尊厳させその成果をあげさせようとするためには、一定額の給与を受けるものとすることが望ましい。そこで、本条において、これらの事項につき規定したものである。

④ 本条に関連する法律として「裁判官の報酬等に関する法律」(昭和三年七月一日法律第七五号。以下、本条の解説において「報酬法」という。)があり、最高裁判所規則として「司法修習生に関する規則」(昭和三年八月二八日規則第一五号。以下、本条の解説において「規則」という。)、司法修習運営諮問委員会規則(昭和四〇年二月二五日規則第一四号)、裁判官報酬等暫行規則(昭和三年九月一九日規則第四号。以下、本条の解説において「報酬規則」という。)等がある。

三(一) 司法修習生は、「少くとも二年間修習をし」なければならない。司法修習生は、将来法曹たるべき候補者であるから、修習をすべきことは、当然である。この「修習に関する事項は、最高裁判所がこれを定める」(注一)ものとされており、最高裁判所は、司法修習生に関する規則でこれを定めている。

1 司法修習生の修習は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努め」ることをもつて、その方針とする(規則四)(注二)。

2 修習期間は、少なくとも二年であつて、実際に修習しなかつた期間は、修習期間に算入されないが、病気その他正当な理由によつて修習しなかつた九十日以内の期間に限り、修習した期間とみなされる(規則六)。右の修習期間のうち、少なくとも八箇月は裁判所で、四箇月は検察庁で、四箇月は弁護士会で実務を修習しなければならない(規則五)。従つて、司法研修所で修習する期間は、八箇月ということになる。

3 司法研修所における修習は、四箇月のいわゆる前期の修習と、四箇月のいわゆる後期の修習とに区分される。

前期の修習は、次にのべる実務修習の前に行なわれ、実務に関する一般的基礎的概念の把握を主眼とするもの、後期の修習は実務修習の後に行なわれ、修習の総仕上げおよび全般的な調整を主眼とするものである。

- 4 実務修習は、裁判、検察および弁護の実態の体得を主眼とするもので、通常、地方裁判所、地方検察庁または弁護士会に委託して行なわれる。ときに、高等裁判所または高等検察庁に委託されることがある(規則七)。実務の委託を受けた裁判所、検察庁および弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない(規則九)。また、司法研修所は、裁判所、検察庁および弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行なうことができる(規則九)。実務修習の委託を受けた裁判所、検察庁および弁護士会の長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない(規則一〇)。

(注一) 最高裁判所の諮問に応じて、「司法修習生の修習についての基本方針の樹立及び実施に関する重要事項を調査審議する」機関として、最高裁判所に司法修習運営諮問委員会が置かれている(同委員会規則一)。そして、最高裁判所は、昭和四一年九月二八日、同委員会に対し「司法修習の方針およびその実施に関し当面考慮すべき重要事項について」諮問し、同委員会は、合計一七回の会議を開いて審議し、昭和四三年九月二四日、諮問事項について答申した(「司法修習運営諮問委員会の答申について」法曹時報二〇巻二二頁七三頁以下)。

(注二) 司法修習生の修習については、司法修習生指導要綱(昭二九・七・一日記発三二〇号司法研修所長通達)がある。なお、司法研修所編「司法研修所要覧」(一九六八・六九)六頁以下、既設会「司法研修所十年を顧み司法修習生制度を検討する」ジユリスト一五二号一四頁等参照。

- 四 司法修習生は、その修習を終えるには、修習の後、「試験に合格し」なければならない。司法修習生の修習を終えたときは、判事補または検察官の任命資格を取得し(裁四三・検一八一)、また弁護士となる資格を取得する

ので(弁四)、たんに一定期間修習をしただけでは修習を終えたものとせず、修習の後、一定の試験に合格したときはじめて、修習を終えたものとしたものである。この試験は、「考試」とよばれる(規則二以下)。なお、この「試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める」ものとされており、最高裁判所は、司法修習生に関する規則でこれを定めている。

- 1 考試は、最高裁判所に常置される司法修習生考試委員会が行なう(規則二一)。委員会は、委員長および委員若干名で組織されるが(規則二二)、委員長は最高裁判所長官があてられ、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適当な者の中から委嘱される(規則二三)。
- 2 考試は、裁判、検察および弁護士事務の実務その他必要な事項について行なわれる(規則二四)。考試の方法および期日は、考試委員会が定める(規則二五)。なお、司法研修所長は、考試の前に、高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正および弁護士会長の提出した実務修習の報告書を添附して、修習の成績を考試委員会に報告しなければならない(規則二六)。
- 3 考試を受けるのは、所定の修習をした司法修習生である。考試委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によつて、合格、不合格を定め、これにより、当該司法修習生の合否が決定する。なお、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない(規則二六)。

四 司法修習生は、所定の修習をした後試験に合格したときに、「司法修習生の修習を終える。」

- 1 「修習を終える」には、所定の修習と試験の合格との両者の要件がそなわらなければならない。所定の修習をしても、試験に合格しなければ、修習を終えたことにはならないし、試験に合格しても、所定の修習をすませないければ(注一)、修習を終えたものとはいえない。

- 2 「修習を終える」ことにより、次の資格等を取得する。
- (1) 判事補(四三)または検察官(検一八)に任命される資格
  - (2) 弁護士となる資格(弁四)
  - (3) 公証人に任命される資格(公証人法二三)
  - (4) 税理士となる資格(税理士法三)
  - (5) 弁理士となる資格(弁理士法三)
  - (6) 最高裁判所の裁判官(四一五)、高等裁判所長官、判事(四二五)、簡易裁判所判事(四四五)、一級の検察官(検一九一三、IV)の採用資格として、裁判所事務官、法務事務官等の職にあつた年数を算入されること。
- 3 右のように、司法修習生の修習を終えても、判事補、検察官等の任命資格を取得するのみで、当然にこれらの官職に任命されるとは限らない(注2)。弁護士については、志望する限り、通常その職に就くことができるが、一定の事由があつて弁護士名簿への登録が拒絶されるときは(弁一五)、弁護士となることができないこととなる(弁八)。
- (注1) 所定の期間の修習をすませる前に試験をうけさせることも可能である。その場合には、試験の後に残りの期間の修習をすることになる。
- (注2) 裁判所構成法のもとにおいては、司法官候補としての修習後に行なわれる考試に合格すれば、判事または検事に任用されるべき権利を有するものとされていたが(長島毅氏「裁判所構成法」五七頁)、現行制度はこれと異なるわけである。

#### 四 「司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。」

- 1 一般に、「給与」とは、国および地方公務員、政府関係機関の職員等について、その勤務に対する対価をい

い、俸給、給料、報酬、賃金、手当等種々の名称のものを包含するといわれている。しかし、司法修習生は、公務員ではなく、従つて、また一定の職務を遂行すべき義務を負うわけではなく、ただ誠実に修習をすべき義務を負うにすぎない。修習は、国に対する勤務ないし給付の性質をもつものではなく、むしろ自己の向上のためになされるものであるから、修習の対価として給与を受けるといふことは、意味をなさない。ただ、法曹の資格要件としての司法修習生の地位の重要性にかんがみ、これに人材を吸収し、また修習に専念させる等の見地から、とくに一定額の給与が支給されることとされたものである。

- 2 司法修習生の受ける給与は、本俸に相当する「給与」のほか、調養手当、暫定手当、扶養手当、通勤手当、寒冷地手当等である(報酬法附則一四、裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律八等)。給与は一定額とされており(注)、現在(昭和四四年一月一日)の本俸に相当する給与は月額三三、五三〇円である(報酬法附則一四、裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律八、九、報酬規則一則表)。なお、司法修習生には、旅費が支給される(国家公務員等の旅費に関する法律、国家公務員等の旅費支給規程、昭二七・六・一一会甲第一二二八号「国内旅行の旅費について」最高裁判務総長依命通達参照)。
- 3 司法修習生の給与は、「その修習期間中」受けられる。修習期間とは、司法修習生を命ぜられた時(六六一参照)から、試験に合格して修習を終えた時(六七一参照)、または司法修習生を罷免された時(六八参照)までの間をいう。司法研修所において修習中であると、裁判所、検察庁等において実務修習中であるとを問わず、弁護士会における実務修習期間もふくまれる。病気その他の正当な理由によつて修習しないときでも罷免されない限り給与を受けられることができる。
- 4 司法修習生の給与は、「国庫から」給される。司法修習生は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司

法研修所長の統轄をうけるものであり、また、司法修習生の修習に関する事務は最高裁判所に置かれる司法研修所で取り扱うものとされている以上、給与も国庫から受けるべきは、当然といえよう。ただ、司法修習生のうちには、弁護士を志望する者もあり、かつ、一般に、弁護士会でも実務修習をすること等の関係もあり、疑をさけるため、とくに国庫から給与を受けることが明らかにされたものであろう。予算上は、最高裁判所の経費として計上されている。

5 以上のほか、支給の時期等の点については、裁判官の報酬、裁判官以外の裁判所職員の俸給等に準ずる。

(註) ここに「一定額」とは、特定の司法修習生の受ける給与の額が一定であることをいい、必ずしもすべての司法修習生の受ける給与の額が均一であることを意味するものではない(たとえば、修習第二年目の司法修習生の給与の額を第一年目の司法修習生のそれより多額とすることも考えられよう。もつとも、現在は均一額である)。なお、司法修習生はその地位にある限り、常に給与の全額を受けることができ、一般公務員の懲戒や休職の場合のように、給与を減額されることはない。

第六十八條 (罷免) 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

一 本条は、司法修習生の罷免について規定したものである。

二(一) 司法修習生は、法曹の候補者として、将来法曹の全地位に就きうる資格を取得すべきものであるから、品性、健康その他の個人的関係において、法曹たるにふさわしくないことが明らかになるときは、司法修習生たる地位を失わせるべきことは、当然である。そこで、本条においては、そのことが明らかにされたものである。

二(二) 本条に関連する最高裁判所規則として「司法修習生に関する規則」(昭和三年八月十八日規則第一五号。以下、本条の解説において「規則」という。)がある。

三(一) 司法修習生の罷免事由は、「司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるとき」である。最高裁判所は、その事由を、司法修習生に関する規則第一七条以下で定めている。

1 絶対的罷免事由は、次のとおりであつて、これらの事由があるときは、当該司法修習生は、必然的に罷免せられることとなる(規則一七)。もつとも、罷免の処分があるまでは、これらの事由があつても、当然に司法修習生の身分を失うものではないと解される。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者。その意義については、第四六条の解説中三の(二)参照。

(2) 禁治産または準禁治産者。禁治産者とは、民法第七条の規定により禁治産の宣告を受けた者、準禁治産者とは、民法第一三条の規定により準禁治産の宣告を受けた者をいう。一たん禁治産または準禁治産の宣告を受けても、罷免前にその宣告が取り消されたときは(民一〇、一三)、絶対的罷免事由には該当しないこととなる。

(3) 破産者で復権を得ない者。破産宣告を受け、それが確定した者であつて(注一)、しかも破産法所定の復権を得ていない者をいう。

2 裁量的罷免事由は、次のとおりであつて、これらの事由があるときは、当該司法修習生は、罷免されることがあるものとされている(規則一八(注二))。この場合、罷免の処分があるまで、司法修習生の身分を有することとは、当然である。

- (1) 品位を辱める行状があつたとき。司法修習生は、「高い識見と円満な常識を養い……裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない」(規則四)のものであるから、たえずそれにふさわしい行状を保たなければならないことは、当然である。なにが品位を辱める行状にあたるかは、法曹候補者たる司法修習生の地位との関連において決せられるべく、具体的には、罷免機関の認定にまづはかない。修習中の行状ばかりでなく、私生活における行状もふくまれるものと解される。
- (2) 修習の態度が著しく不真面目なとき。司法修習生は、修習をすることを本分とするものであるから、その態度が著しく真面目を欠く場合には、その身分を維持するにあたいしない。なお、ここに修習の態度とは、修習そのものに関する心構えおよび行動を意味し、私生活の態度や、修習の結果としての成績等をふくまない。
- (3) 成績不良で修習の見込みがないとき。司法修習生は、修習の後試験を経て修習を終えるものであるが、修習中であつても、成績不良で修習の見込みがないことが明らかになるときは、その身分を維持する必要がないとされたものである。もつとも、修習の見込みがないということ、修習の過程において決するについては、慎重な考慮を要すべく前条第一項の試験に不合格となつたからといつて、直ちに修習の見込みがないといふことができないことは、いうまでもない(注3)。
- (4) 病気のため修習に堪えないとき。修習に堪えない限り、その病気の種類は問わず、精神的疾患ももとよりふくまれる。たんに一時的な病気で容易に回復すべきものは、もとよりこれに当らない(規則六参照)。
- (5) 本人から願出があつたとき。本人から願出があれば、特別の事由がない限り、罷免されることとなる。
- (注1) 「破産ハ其ノ宣告ノ時ヨリ効力ヲ生ズ」(破一)るものであるけれども、それは、財産隠匿防止等の目的に出る

ものであり、身分上の関係においては、その確立後効力を生ずるものと解すべきであらう(昭四・五・一五大審院判決、民集八卷四八三頁参照)。

(注2) もつとも、教職的といつても、それは、各事由の判断そのものに、罷免機関の教職的要素がふくまれるという趣旨に解すべきで、罷免機関において、これらの事由に該当すると認定した以上は、必ず罷免すべきものと解すべきであらう。

(注3) 裁判所構成法施行当時においては、考試(法六七条一項の試験に相当する試験)の不合格が再度に及ぶと辞職を論旨される例になつていたということである(長島教氏「裁判所構成法」五七頁)。

二 「最高裁判所は、一右の罷免事由があると認めるときは、「その司法修習生を罷免することができる。」。

- 1 「罷免」とは、司法修習生の地位を免することをいう(注1)。司法修習生の罷免は、最高裁判所の権限に属する。けだし、司法修習生は、法曹の候補者であつて、その地位を失わせるかどうかということは、重要な司法行政事項と解されるので、司法行政権の最高機関たる最高裁判所の権限とされたものである。最高裁判所がこれを行なうのは、裁判官会議の議による(二二)。
- 2 司法研修所長は、司法修習生に前述の罷免事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない(規則一九一)。また、高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正および弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、罷免事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない(規則一九二)。これらの報告を受けたときは、最高裁判所は、事実を調査したり、裁判官会議の議により、当該司法修習生を罷免すべきかどうかを決定することになる(注2)。
- 3 罷免により、当該司法修習生は、司法修習生たる身分を失ひ、それに伴つて、司法修習生としての各種の権利義務が消滅する。その際、共済組合から退職一時金の全部について給付を受けることができるかどうかは、

罷免事由のいかんによつて異なるものと解される(注3)。

4 罷免された司法修習生も、罷免の事由が消滅したときは、再び司法修習生に採用される資格を有することとなる。もつとも、これを採用するかどうかは、採用権者(最高裁判所)の自由である(注4)。

(注1) 「罷免」とは、通常は、一定の地位にある者をその意に反して免ずることを意味するが、本条の場合は必ずしもそうでなく、本人から願出があつたときもよくむものと解されている(規則一八五)。

(注2) 理論上は、司法研修所長等の報告の有無にかかわらず、最高裁判所は独自の権限で、司法修習生の罷免を決定する。しかし、實際上は、司法研修所長等の報告をまつてするのが通例であろう。

(注3) この点は、国家公務員共済組合法第九七条(なお、同施行令一一の九参照)の解釈の問題に帰する。司法修習生の罷免事由のうち、本人の願出、禁治産、準禁治産、破産、病氣等の場合に、退職給付を全部うけられること、禁錮以上の処刑の場合に退職給付を全部うけられないことは、明らかである。しかし、品位を辱める行状、修習態度の不真面目、成績不良等の場合に、全部の給付をうけられるかどうかについては、それを實質的に懲戒処分にあたるものと解するかどうかにより見解が分かれる。

(注4) 再採用の場合には、事情によつては、前後の修習期間が通算されよう。

昭和四四年六月三〇日発行

裁判所法逐条解説 中巻

定価九五〇円

法曹会理事

発行人 寺田治郎

東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

発行所 法曹会

電話(四)二二四六(代)

振替東京一五六七〇番

最高裁判所  
局  
事務総  
局

印刷 株式会社第一印刷所

製本 菊川製本株式会社

落丁・乱丁はお取替えいたしません。